

令和2年分 相続税の申告事績の概要

令和3年12月
東京国税局

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は277,734人（前年対比100.3%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は38,258人（同105.8%）で、その課税価格の総額は5兆9,761億円（同103.0%）、申告税額の総額は9,010億円（同103.7%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目	年分等	(注1)		対前年比	(参 考) 全国に占める割合
		令和元年分	令和2年分		
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 276,925	人 277,734	% 100.3	% 20.2
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 13,373 36,145	人 外 13,476 38,258	% 外 100.8 105.8	% 外 41.3 31.8
③	課税割合 (②/①)	% 13.1	% 13.8	ポイント 0.7	
④	相続税の納税者である相続人数	人 79,644	人 83,204	% 104.5	% 31.5
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 6,160 58,038	億円 外 6,211 59,761	% 外 100.8 103.0	% 外 37.3 36.5
⑥	税額	億円 8,692	億円 9,010	% 103.7	% 43.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 4,606 16,057	万円 外 4,609 15,620	% 外 100.1 97.3
⑧		税額 (⑥/②)	万円 2,405	万円 2,355	% 97.9

(注)1 平成元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

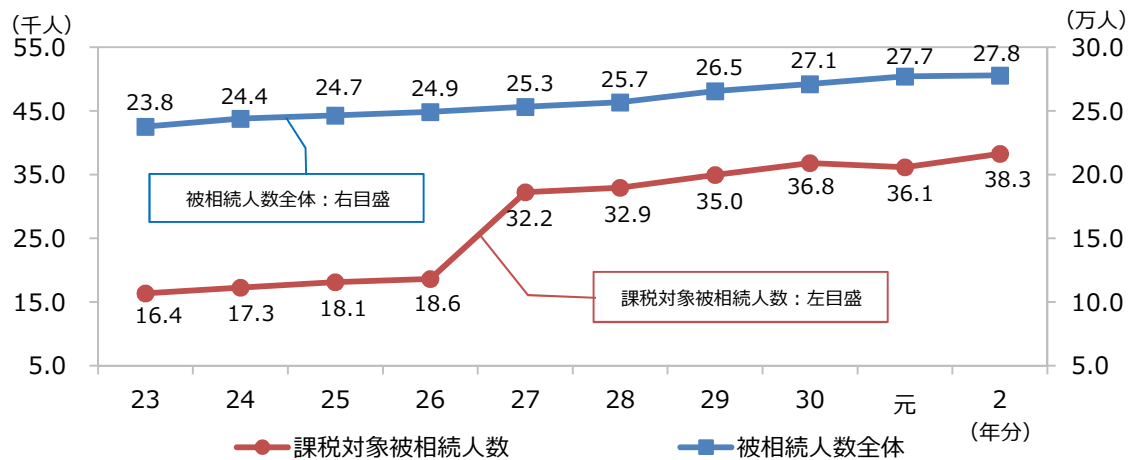
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

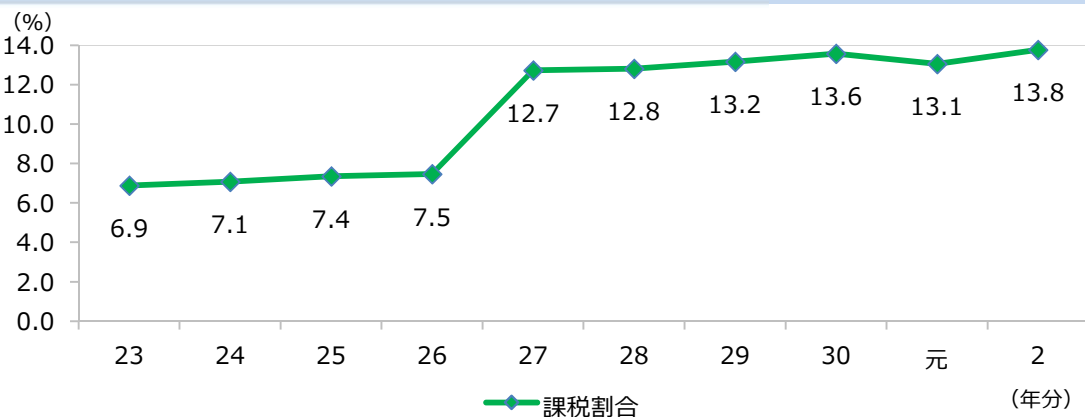
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

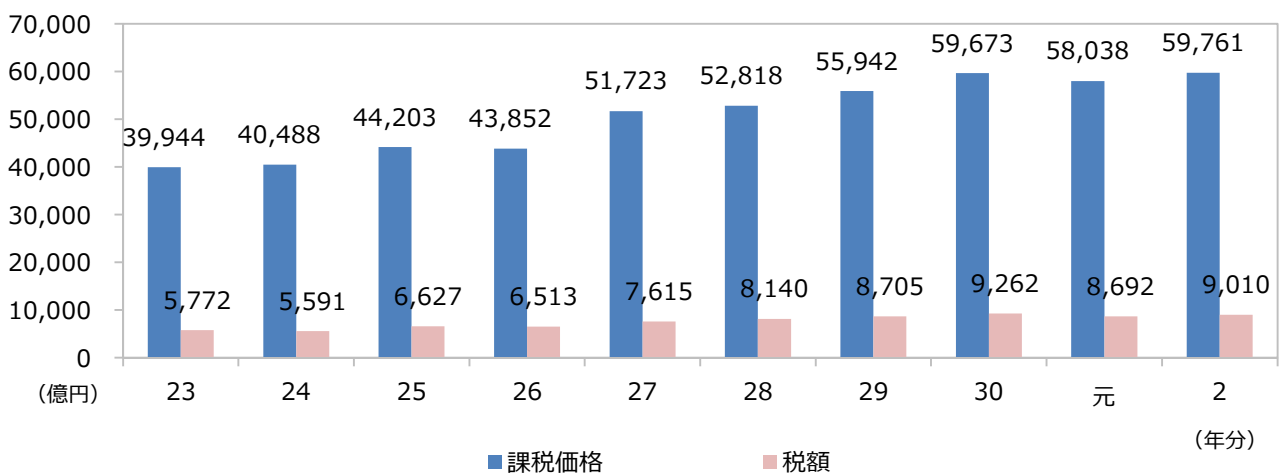
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

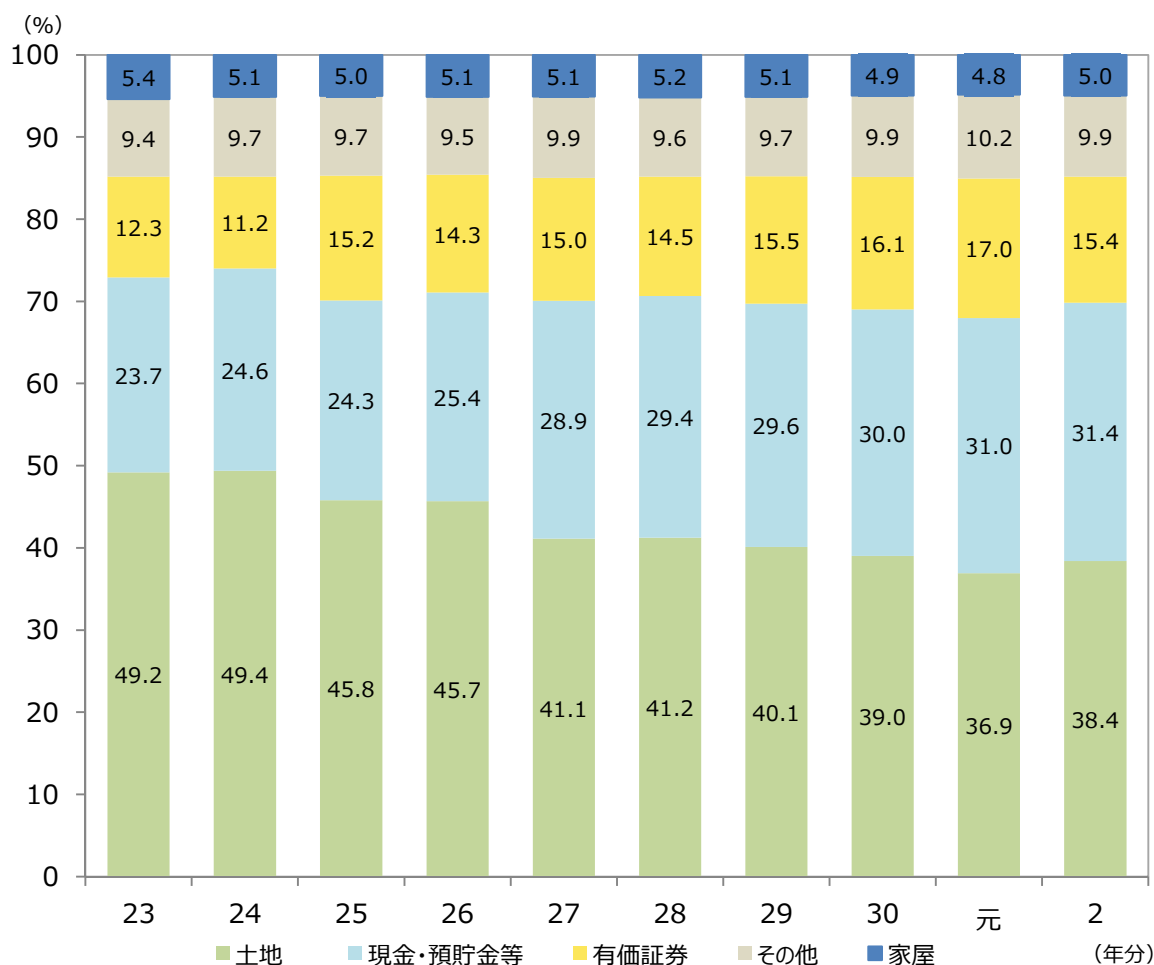
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分 \ 項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年	21,719	2,398	5,430	10,457	4,115	44,119
24	22,042	2,260	4,986	10,975	4,385	44,648
25	22,108	2,407	7,355	11,709	4,680	48,259
26	21,939	2,454	6,866	12,179	4,556	47,994
27	23,160	2,853	8,430	16,281	5,571	56,295
28	23,658	2,985	8,334	16,875	5,523	57,375
29	24,391	3,106	9,430	17,984	5,876	60,787
30	25,111	3,185	10,374	19,325	6,374	64,369
令和元年	22,967	3,009	10,568	19,294	6,346	62,184
2	24,600	3,176	9,834	20,126	6,320	64,056

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

令和2年分 相続税の申告事績の概要

令和3年12月
東京国税局
(千葉県)

○ 令和2年分における相続税の申告事績の概要（千葉県）

○ 令和2年分における相続税の申告事績の概要（千葉県）

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は62,118人（前年対比100.2%）でした。

そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は5,549人（同105.2%）で、その課税価格の総額は7,290億9千8百万円（同111.3%）、申告税額の総額は839億9千4百万円（同114.3%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和元年分 ^(注1)	令和2年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)		62,004人	62,118人	100.2%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		外 1,586 5,276人	外 1,607 5,549人	外 101.3 105.2%
③	課税割合 (②/①)		8.5%	8.9%	0.4ポイント
④	相続税の納税者である相続人数		11,434人	12,027人	105.2%
⑤	課税価格 ^(注3)		外 81,332 655,043百万円	外 82,193 729,098百万円	外 101.1 111.3%
⑥	税額		73,496百万円	83,994百万円	114.3%
⑦	1 被 人 相 当 続 た 税 り 人 格 (⑤/②) ^(注3)		外 5,128 12,416万円	外 5,115 13,139万円	外 99.7 105.8%
⑧	税額 (⑥/②)		1,393万円	1,514万円	108.7%

(注)1 平成元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	2,463億円	410億円	1,221億円	2,818億円	895億円	7,807億円
構成比	31.5%	5.3%	15.6%	36.1%	11.5%	100.0%

令和2年分 相続税の申告事績の概要

令和3年12月
東京国税局
(東京都)

○ 令和2年分における相続税の申告事績の概要（東京都）

○ 令和2年分における相続税の申告事績の概要（東京都）

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は121,219人（前年対比100.3%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は20,636人（同105.0%）で、その課税価格の総額は3兆5,983億2千万円（同99.5%）、申告税額の総額は6,013億8千8百万円（同101.0%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和元年分 ^(注1)	令和2年分 ^(注1)	対前年比	
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人	120,870	121,219	100.3%	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 7,622	19,645	20,636 外 7,549	105.0% 外 99.0	
③	課税割合（②/①）	%	16.3	17.0	ポイント 0.7	
④	相続税の納税者である相続人数	人	43,908	45,173	102.9%	
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円 外 338,667	3,615,710	3,598,320 外 337,896	99.5% 外 99.8	
⑥	税額	百万円	595,278	601,388	101.0%	
⑦	1 被相続人 当 た り 人	課税価格 ^(注3) （⑤/②）	万円 外 4,443	18,405	万円 外 4,476	94.7% 外 100.7
⑧		税額 （⑥/②）	万円	3,030	万円	96.2%

(注)1 平成元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労務関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	億円 15,097	億円 1,797	億円 6,381	億円 11,450	億円 3,650	億円 38,374
構成比	% 39.3	% 4.7	% 16.7	% 29.8	% 9.5	% 100.0

令和2年分 相続税の申告事績の概要

令和3年12月
東京国税局
(神奈川県)

○ 令和2年分における相続税の申告事績の概要（神奈川県）

○ 令和2年分における相続税の申告事績の概要（神奈川県）

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は84,601人（前年対比100.8%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は11,390人（同107.7%）で、その課税価格の総額は1兆5,795億9千4百万円（同108.0%）、申告税額の総額は2,105億9千8百万円（同108.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和元年分 ^(注1)	令和2年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数 ^(注2) （死亡者数）		人 83,968	人 84,601	% 100.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 3,986 10,574	人 外 4,166 11,390	% 外 104.5 107.7
③	課税割合 （②/①）		% 12.6	% 13.5	ポイント 0.9
④	相続税の納税者である相続人数		人 22,873	人 24,525	% 107.2
⑤	課税価格 ^(注3)		百万円 外 186,336 1,462,063	百万円 外 192,249 1,579,594	% 外 103.2 108.0
⑥	税額		百万円 194,658	百万円 210,598	% 108.2
⑦	1 被相続人 相当		万円 外 4,675 13,827	万円 外 4,615 13,868	% 外 98.7 100.3
⑧	たり人		万円 1,841	万円 1,849	% 100.4

(注)1 平成元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	億円 6,814	億円 924	億円 2,152	億円 5,578	億円 1,685	億円 17,152
構成比	% 39.7	% 5.4	% 12.6	% 32.5	% 9.8	% 100.0

令和2年分 相続税の申告事績の概要

令和3年12月
東京国税局
(山梨県)

○ 令和2年分における相続税の申告事績の概要（山梨県）

○ 令和2年分における相続税の申告事績の概要（山梨県）

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は9,796人（前年対比97.2%）でした。

そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は683人（同105.1%）で、その課税価格の総額は690億7千1百万円（同97.2%）、申告税額の総額は49億8千8百万円（同86.6%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	令和元年分 ^(注1)	令和2年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人	10,083	9,796	97.2
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 179 人	650	外 154 人	外 86.0 105.1
③	課税割合 (②/①)	%	6.4	%	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人	1,429	1,479	103.5
⑤	課税価格 ^(注3)	外 9,641 百万円	71,034	外 8,724 百万円	外 90.5 97.2
⑥	税額	百万円	5,763	百万円	4,988 %
⑦	1 被相続人 相当 たり人	課税価格 (⑤/②) ^(注3)	外 5,386 万円	外 5,665 万円	外 105.2 92.5
⑧	税額 (⑥/②)	万円	887	万円	730 %

(注)1 平成元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	227 億円	45 億円	81 億円	279 億円	91 億円	722 億円
構成比	31.4 %	6.2 %	11.2 %	38.6 %	12.6 %	100.0 %